

[3] 生徒指導部

1 入学までに

高校生活を送る上で、規則正しい生活を心がけ、基本的な生活習慣の確立に努めましょう。

- (1) スマートフォンの使用に関して家庭内で話し合い、家庭内ルールを作り、必ずフィルタリングの設定をすること。
- (2) 髪の色・脱色やパーマ、眉毛に手を加えず、ピアス穴をあけないこと。
- (3) これから始まる高校生活に向け、苦手教科等の学習に努めること。

2 生徒心得

下記の規定を守り、本校生徒としての本分を自覚し、学校の教育目標達成のため、規律ある生活をし、学業に精励しよう。

(1) 制服・容儀等について

- ・ 服装・容儀はすべて清潔・質素・端正を旨とする。
- ・ 通学には制服を着用する。

(ア) 制服

【男子】

上 衣・シャツ・ズボン…本校指定。

靴 下…派手な色や柄物は不可とする。

ベルト…黒または茶色とし、皮、ビニール製とする。

また、バンドやバックルに装飾的な模様を施しているものは禁止する。

【女子】

上 衣・シャツ・ベスト・セーター・スカート・スラックス…学校指定。

スカートの長さは、膝がかくれる程度。スラックスはベルトを着用する。

靴 下…常時は紺または黒の無地とし、くるぶしが隠れる以上の長さとする。

タイツを使用するときは黒・紺一色の無地とする。

リボン…スカートを着用する際は、リボンをつける。

スラックスを着用する場合、リボンの装着は自由とする。

※ 夏服・中間服・冬服の更衣の時期は各自の判断とする。

(イ) 通学靴：白を基調とした運動靴、または本校推奨の運動靴とする。

色の付いたラインやマーク入りも認める。ハイカットや運動に適さない靴は認めない。

靴ひもは白または黒のみとする。革靴をはく場合は、黒のローファーとする。

学校行事の時も同様とする。

校内：本校指定のスリッパ。

(ウ) 肌着(男女共通)：派手なものや柄物は不可とし、袖口や首元から見えないものとする。

(エ) カバン：学校に登校する日は、本校指定カバンで登校すること。また、補助バッグの使用については本校指定カバンと併用すること。補助バッグの色は黒または紺を基調とした華美でないものとする。

(オ) 防寒衣・マフラー：登下校時の着用は許可するが、校内での使用は禁止する。

(カ) マニキュア・ピアス・色付リップクリーム・ブレスレット・ネックレス・化粧等は禁止。

(ク) 男子の髪型・頭部について

- ① 前髪は目にかからない、横は耳にかからないようにする。
- ② 襟足はシャツの襟にかからない、もみあげは耳の範囲程度とする。
- ③ パーマ・染色・脱色・奇抜な髪型(ラインを入れる、極端な刈り上げ等)は禁止する。
- ④ 整髪料等の使用は禁止する。
- ⑤ 眉毛に手を加えること、ピアス穴をあけることは禁止する。

(ケ) 女子の髪型・頭部について

- ① 前髪は目にかからない長さとする。
- ② 髪の長さが肩より長い場合は結ぶ。
- ③ パーマ・染色・脱色・奇抜な髪型(ラインを入れる、極端な刈り上げ等)は禁止する。
- ④ 整髪料等の使用は禁止する。
- ⑤ 化粧やアイプチ、眉毛に手を加えること、ピアス穴をあけることは禁止する。

(コ) 規定以外の服装・容儀はすべて学校の許可を必要とする。(異装許可)

(2) 登下校・交通などについて

(ア) 8時35分までに教室に入る。

(イ) 登校後は、放課後まで許可なく校外に出てはならない。許可を得て外出する場合であっても、自転車、原動機付自転車の持ち出しは原則として禁止する。特別な事情があり使用する場合は、学級担任に申し出て許可を得ること。

(ウ) 原則として16時45分には下校する。ただし、農場当番・部活動等に参加する者は、終了し次第、速やかに下校する。

(エ) 登下校の際は、交通法規の遵守ならびに交通マナーをよく守り、交通安全に努める。

(オ) 自転車・原動機付自転車の2人乗り、並列走行、けん引、携帯電話を使用しながら、イヤホンやヘッドフォンで音楽を聴きながらの運転は禁止する。

(カ) 原動機付自転車免許取得のための受験は、自動車学校等での安全講習会を受講し、長期休み(夏・冬・春)に限り許可を得て受験することができる。ただし成績不振者については許可しない。免許の交付を受けた者は、直ちにそのことを係の先生に届け出ること。原動機付自転車を家庭で使用する場合も、安全性の高い白色のフルフェイス型のヘルメットを着用すること。

(キ) 自転車通学について

- ① 許可される距離に制限はない。また、バスを利用して登下校をする場合、最寄りのバス停までの通学についても、駐輪場所を確認した上で許可する。
- ② 申し出により許可を得る。許可された者は所定の位置に学校指定の許可ステッカーを貼り付けること(費用として200円必要)。
- ③ ハンドルがサドルより5~10cm高いこと(カマキリ・アップ・ドロップハンドルは認めない)。
- ④ 鍵がついていること(二重ロック推奨)。
- ⑤ ハブステップ(立ち棒)をつけないこと。
- ⑥ 荷台・前カゴを必ずつけること。
- ⑦ 夜間無灯火運転をしないこと。
- ⑧ マウンテンバイクや折りたたみ自転車は不可。
- ⑨ ヘルメットを着用すること。
- ⑩ 自転車損害賠償保険に加入すること。

(ク) 原動機付自転車通学について

- ① 許可される距離は、幹線道路を経由して自宅と学校間の距離が6 km 以上 30km 未満であること。また、30km 以上で、自宅から最寄りのバス停まで3 km 以上ある生徒は、最寄りのバス停までの通学を許可する。
- ② 申し出により許可を得る。許可された者は所定の位置に学校指定のナンバープレート及びヘルメットに校章・反射材を取り付けること（費用として2,500 円必要）。
- ③ 原動機付自転車（スクーター型またはカブ型）を使用すること。
- ④ ヘルメット（白色のフルフェイス）を必ず着用すること。
- ⑤ 校内では乗車禁止とする。
- ⑥ 学校指定のナンバープレートが取り付けられる形状の車種であり、ヘルメットは固定、または収納すること。
- ⑦ 学校指定のナンバープレート及びリベットの無断取り外しは禁止とする。
- ⑧ 校内駐輪場では、必ず施錠をし、鍵を抜いて各自保持すること。

(3) 交友について

- (ア) 互いに人格を尊重し、友愛と信頼に満ちた交友関係に努めること。
- (イ) 物品・金銭等の貸借や物品の売買をしないこと。

(4) 公共物の利用について

校舎・校具・動植物等の公共物を大切にし、すべての公共物の使用については学校の許可を得ること。破損等があった場合は直ちに届け出て学校の指示にしたがう。場合によってはそれ相当の弁償を求めることがある。

(5) スマートフォンの使用について

(ア) 基本的な使用について

家庭でのルール（フィルタリング等）を定め、マナーを守り安全に使用すること。また、校内で定められた規則に則って使用すること。インターネットサイトや SNS 等の不要な閲覧、また、誹謗中傷や個人情報の書き込み等を絶対にしないこと。

(イ) 学校内での使用について

スマートフォンの使用については、本来、緊急連絡手段として許可するものであり、それ以外の目的で使用してはならない。校内では電源を切ること。緊急時の使用は、許可を受けた職員の前、もしくは許可を得た場所で行うこと。なお次の事項については特に注意すること。

- ① 考查中のバッグ以外での所持（机内・ポケット等を含む）
- ② 授業中使用（机内所持も含む）
- ③ 公共物での充電（校内・外）

(6) 厳守すべき事項について

法律及び条例などにより規定されていることや本校生として好ましくない次のような事項は禁止する。

- (ア) 夜間外出は控え、深夜徘徊・無断外泊を絶対にしない。（日没をもって夜間とする）
- (イ) 飲酒（アルコールテイスト飲料を含む）・喫煙（加熱式・電子式タバコなどを含む）・薬物乱用（使用）・暴力・万引き・窃盗等の不良行為を絶対にしない。
- (ウ) 青少年にとって不健全な場所（パチンコ・ゲームセンター等）や、成人向け図書類販売所及びインターネットカフェ等への出入りを禁止する。
- (エ) ゲーム機器やトランプ等、 unnecessary 物品の校内への持ち込み、校内での使用は禁止する。

- (オ) カラオケ店の利用は高校生入場許可店舗に限り、利用を認める。
- (カ) その他校則に反すること。

(7) 許可を必要とする事項について

次の事項については担任に申し出のうえ、所定の手続きをし、学校長の許可を得る。

- (ア) 自転車・原動機付自転車での通学や免許受験、自動車学校での教習など
- (イ) アパート・間借り・入退寮
- (ウ) 部活動への参加・大会参加・遠征・合宿等
- (エ) 部活動時間延長等
- (オ) 異装等
- (カ) アルバイト（アルバイト規定有）
- (キ) 文書配布・掲示物等
- (ク) 校時内の外出（担任の許可を得る）
- (ケ) 校舎・校庭・校具・設備・備品等の使用

(8) 届出を必要とする事項などについて

次の事項については担任を経て学校長に届け出なければならない。

- (ア) 事故・傷害・疾病等
- (イ) 金銭・物品の紛失・拾得・盗難・破損など
- (ウ) その他必要と思われる事柄

(9) 普通・準中型自動車免許・自動二輪免許・大型特殊免許の取得について

- (ア) 普通自動車免許・準中型自動車免許・自動二輪免許・大型特殊免許の取得は3年生のみとし、自宅学習期間以降とする。
- (イ) 自動車学校・教習所への入校は、2学期中間考査終了後、3年生に限り許可する。ただし、成績不振者（欠点教科のある者）、校納金（諸会費）の未納者は許可しない。
- (ウ) 入校希望者は、保護者承諾の上、学校長に申し出た後、許可を受け、許可証が発行されてから自動車学校・教習所の入校手続きをする。
- (エ) 自動車学校・教習所での服装は制服（女子はジャージを着用してもよい）とし、高校生としてふさわしい態度、言動で教習を受けること。
- (オ) 卒業考査期間中及び考査1週間前は、教習を中止する。

3 図書館の活動

図書館規定に基づき、各学級から図書委員1名を選出する。

図書館を利用する際は、図書館規定を守ること。なお、図書を紛失・汚損・破損した場合は、館内備え付けの届け出用紙に記入し、現物もしくは、再購入に要する代金を弁償するものとする。

4 週番の活動

1週間交替で週番を各学級1名ないし2名選出する。学校の任務として校内巡視を行う。学級の任務として、学級日誌の記入、毎時間の黒板の清掃、窓の開閉、教室の整理整頓などを行う。

5 生徒会・学級委員の活動

(1) 生徒会

生徒全員の団結により、自治能力・共同社会的人格の養成を行う。生徒会規約に基づき、原則として会長1名、副会長

2名、会計1名、書記2名を選出する。

(2) 学級役員

学級の向上の為、各学級に学級委員長、副委員長、会計委員を選出する。

生徒会関係委員として、代議員、風紀委員、奉仕委員、保健委員、新聞委員、放送委員、交通安全委員、体育委員、学習委員を選出する。

6 部活動

(1) 指導方針

(ア) 集団生活をとおして、調和のとれた心身の発達を図り、個性を伸長する。

(イ) 集団の一員として自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主性・実践的態度を養う。

(ウ) 将来について自己を正しく生かす能力を養う。

(2) 活動方針

(ア) 活動時間

部活動の時間(完全に下校する時間)は原則として以下のとおりとする。

① 夏期間(4月～10月)午後7時まで

② 冬期間(11月～3月)午後6時30分まで

ただし、試合などのために練習時間を延長することもある。

1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(イ) 適切な休業日の設定

休業日の設定については、学校行事や各部の実情を考慮し、計画的に設定する。

少なくとも平日に1日、週休日に1日の休養日を設定する。

(ウ) 活動計画の作成

年間活動計画を作成し、本校ホームページに掲載する。

(3) 入部手続き

入部については保護者・担任・部顧問の承認を得て、「部活動入部届」を各部顧問及び生徒会に提出する。ただし、学業成績が著しく不振な者、生活態度や行動が思わしくない者は部活動の停止または退部を命ずることがある。

(4) 活動中の部活動

(ア) 文化部…書道部・伴侶動物部・和太鼓部・ボランティア部・美術部・吹奏楽部・文学芸術同好会・畜産同好会・鹿児島黒牛研究部・機械工作同好会

(イ) 体育部…陸上部・弓道部・野球部・男子バレーボール部・女子バレーボール同好会・剣道部・柔道同好会・バスケットボール部・バドミントン部・ポート部・卓球部・サッカー部・ソフトボール部・水泳同好会・ソフトテニス部・カヌー部・ダンス部・ウエイトリフティング部